

**福岡地方最低賃金審議会**  
**第2回福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業**  
**最低賃金専門部会**

**資料目次**

資料No.1	令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業最低賃金専門部会 委員名簿……………	1
資料No.2	都道府県別特定最低賃金額（鉄鋼業関係）……………	3
資料No.3	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書……………	5
資料No.4	令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… （製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）	9
資料No.5	令和2年 福岡県賃金実態調査結果…………… （製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）	11

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、  
製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員名簿

種別	氏名	現職
公益代表委員	◎ 丸谷 浩介 <small>まるたに こうすけ</small>	九州大学大学院法学研究院 教授
	恒川 元志 <small>つねがわ もとし</small>	弁護士
	○ 鶴 利絵 <small>つる りえ</small>	弁護士
労働者代表委員	波多野 秀忠 <small>はたの ひでただ</small>	吉川工業労働組合中央執行委員長
	石橋 浩一 <small>いしばし こういち</small>	日本製鉄八幡労働組合 執行委員
	野中 篤志 <small>のなか あつし</small>	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
使用者代表委員	有馬 紀顕 <small>ありま のりあき</small>	福岡県経営者協会 専務理事
	志賀 健一 <small>しが けんいち</small>	濱田重工株式会社 人事部長
	坂本 直記 <small>さかもと なおき</small>	吉川工業株式会社 人事部 人事室長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。





## 各都道府県別特定最低賃金額

(令和元年度最賃額順)

(◎は最大値、●は最小値(0を除く))

加重平均額 963円

番号	都道府県名	最低賃金の名称	30年度最賃額	R1年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R1	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	千葉(A)	鉄鋼業	965	993	28	2.90%	28	923		70	107.6%	15,920
2	愛知(A)	製鉄業等	957	975	● 18	● 1.88%	28	926		49	105.3%	14,190
3	福岡(C)	製鉄業等	950	975	25	2.63%	27	841		134	115.9%	7,030
4	広島(B)	製鉄業等	946	969	23	2.43%	27	871		98	111.3%	9,090
5	北海道(C)	鉄鋼業	948	967	19	2.00%	26	861		106	112.3%	3,810
6	大阪(A)	鉄鋼業	946	966	20	2.11%	28	964		2	100.2%	17,420
7	山口(C)	鉄鋼業・非鉄金属等	939	966	27	2.88%	27	829		137	116.5%	8,270
8	兵庫(B)	鉄鋼業	943	963	20	2.12%	28	899		64	107.1%	17,380
9	岡山(C)	鉄鋼業	939	962	23	2.45%	26	833		129	115.5%	7,030
10	和歌山(C)	鉄鋼業	921	948	27	2.93%	27	830		118	114.2%	4,280
11	大分(D)	鉄鋼業	915	947	◎ 32	◎ 3.50%	28	790		157	119.9%	2,870
12	茨城(B)	鉄鋼業	916	943	27	2.95%	27	849		94	111.1%	8,740
13	宮城(C)	鉄鋼業	898	923	25	2.78%	26	824		99	112.0%	1,990
14	群馬(C)	製鋼・製鋼圧延業等	897	919	22	2.45%	26	835		84	110.1%	1,790
15	島根(D)	製鋼・製鋼圧延業等	886	914	28	3.16%	26	790		124	115.7%	2,510
16	青森(D)	鉄鋼業	877	900	23	2.62%	28	790		110	113.9%	1,260
17	神奈川(A)	鉄鋼業	874	874			28	1011	○			
18	東京(A)	鉄鋼業	871	871			28	1013	○			
19	岩手(D)	鉄鋼業、金属線製品等	829	850	21	2.53%	28	790		60	107.6%	1,610
20	三重(B)	鋳鉄・鋳物等	739	739			27	873	○			



## 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書

- 1 業種別 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 団体（会社の名称） [REDACTED]  
所在地 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]
- 3 意見発表者の職・氏名 [REDACTED]
- 4 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

そのもとで、今年の春季交渉の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大など不安を抱えた中での取り組みとなったものの、こうした厳しい環境を理解したうえで、「現場力の維持・強化、優秀な人材の確保・定着による産業・企業の発展強化」の観点で労使による真摯な議論を行い、一部では賃金改善が行われるなど、格差改善の取りくみが一定程度前進する結果となりました。

また、鉄鋼労使は、国内産業の空洞化を防止する観点から、電力問題をはじめとする諸課題に対して、精力的に協力し、取り組みを進めてきたところであり、とりわけ、鉄鋼産業で働く多くの仲間は、職場においてもコスト削減活動等を通じた産業・企業の競争力強化の取り組みに貢献してきました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、使用者側から「事業の存続と雇用の持続を最優先させるためにも、今年度は据え置き、凍結すべき」との見解が示されたことから、非常に厳しい審議の場となり、その結果、新型コロナウイルス感染拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業所がおかれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ等をふまえ、引き上げ額の目安を示すことは困難として、現行水準を維持することが適当との結論のもと、引き上げ額の目安が示されませんでした。

しかしながら、産業別最低賃金はすべての労働者を対象とした地域別最低賃金と



違い、特定産業における基幹的労働者を対象にした賃金であり、産業別最低賃金の直接的な影響を受けている非正規労働者や未組織労働者は、新型コロナウイルス感染症の影響で実労働時間が減少し収入面に影響が出ていることから、従来にも増して厳しい生活を余儀なくされています。日本経済を早期に好循環なものとするためには、セーフティーネットである産業別最低賃金を引き上げることで、基幹的労働者の不安を払しょくし、消費行動につなげてもらうことが必要であると受け止めています。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、一般的な作業環境とは異なる、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、生活の安心・安定の確保、そして、労働力人口の減少が社会問題となっている中で将来を担う優秀な人材を確保していくためには、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上







## 令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

## 【産業】製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額) 令和2年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和元年度	協定最 低賃金 (時間額) 平成30年度
使用者(事業場)	労働組合					
日本製鉄株式会社 八幡製鉄所	日本製鉄八幡労働組合	令和2年4月20日	3,351名	¥1,069	¥1,069	¥1,059
濱田重工株式会社	濱田重工労働組合	令和2年4月22日	300名	¥978	¥978	¥972
吉川工業株式会社	吉川工業労働組合 (八幡支部)	令和2年5月8日	150名	¥991	¥987	¥977
株式会社アステック入江	アステック入江労働組合	令和2年4月10日	329名	¥1,001	¥992	¥976
合計			4,130名	最低:¥978	最低:¥978	最低:¥972





令和2年

福岡県賃金実態調査結果

(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、

鋼材製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

## 目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（鉄鋼業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和2年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	5
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	6
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	7
6	最低賃金に関する基礎調査票	8

## 調査の概要

### 1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

### 2 調査区域

福岡県全域

### 3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E 22 (鉄鋼業) 常用労働者 100 人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

ただし、E 224 (表面処理鋼材製造業)、E 225 (鉄素形材製造業)、E 229 (その他の鉄鋼業) を除く。

### 4 調査対象期間及び労働者

令和 2 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30 人以上の規模の事業所については全労働者の 1/2 を調査対象労働者とした。

### 5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により 14 事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

ただし、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

### 6 集計項目

就業形態別・規模別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

### 7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
23	458	2	—	13	136	8	322

※ 表中の事業所数は「平成 28 年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。



## 日本標準産業分類(鉄鋼業関係)

### 221 製鉄業

#### 2211 高炉による製鉄業

主として高炉により鉄鉄を製造する事業所をいう。

#### 2212 高炉によらない製鉄業

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより鉄鉄を製造する事業所をいう。

#### 2213 フェロアロイ製造業

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

### 222 製鋼・製鋼圧延業

#### 2221 製鋼・製鋼圧延業(転炉、電気炉を含む)

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。

### 223 製鋼を行わない鋼材製造業

(表面処理鋼材を除く)

#### 2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた薄板、帯鋼などから冷間圧延により冷延鋼板、磨帯鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2233 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

### 2234 鋼管製造業

主として他から受け入れた管材、広幅帯鋼、帯鋼などから継目無鋼管、電縫鋼管、鍛接鋼管などを製造する事業所をいう。

### 2235 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発成品、ミスロール、鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

### 2236 磨棒鋼製造業

主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。

### 2237 引抜鋼管製造業

主として他から受け入れた鋼管(中古管を含む)から引抜鋼管を製造する事業所をいう。

### 2238 伸線業

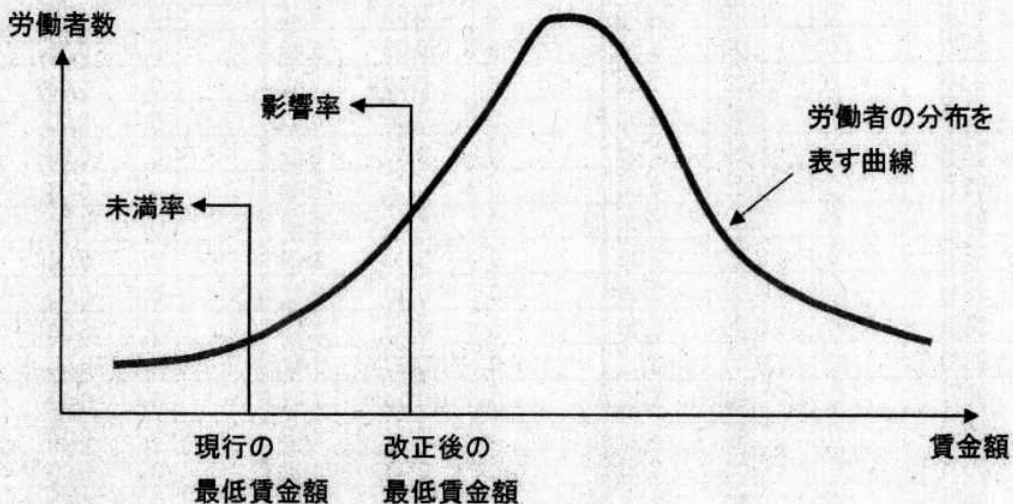
主として他から受け入れた線材、パーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所をいう。さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

### 2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

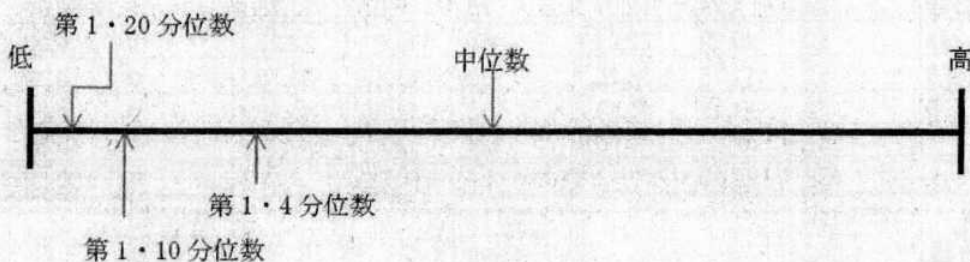
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和2年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 840	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
841 ～ 974	9	1.97	1.97	7	1.54	1.54	2	50.00	50.00
975 ～ 975	5	1.09	3.06	4	0.88	2.42	0	0.00	50.00
976 ～ 976	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
977 ～ 977	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
978 ～ 978	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
979 ～ 979	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
980 ～ 980	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
981 ～ 981	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
982 ～ 982	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
983 ～ 983	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
984 ～ 984	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
985 ～ 985	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
986 ～ 986	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
987 ～ 987	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
988 ～ 988	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
989 ～ 989	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
990 ～ 990	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
991 ～ 991	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
992 ～ 992	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
993 ～ 993	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
994 ～ 994	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
995 ～ 995	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
996 ～ 996	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
997 ～ 997	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
998 ～ 998	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
999 ～ 999	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
1,000 ～ 1,000	0	0.00	3.06	0	0.00	2.42	0	0.00	50.00
1,001 ～ 1,001	2	0.44	3.49	2	0.44	2.86	0	0.00	50.00
1,002 ～ 1,002	0	0.00	3.49	0	0.00	2.86	0	0.00	50.00
1,003 ～ 1,003	0	0.00	3.49	0	0.00	2.86	0	0.00	50.00
1,004 ～ 1,004	0	0.00	3.49	0	0.00	2.86	0	0.00	50.00
1,005 ～ 1,005	0	0.00	3.49	0	0.00	2.86	0	0.00	50.00
1,006 ～ 1,006	0	0.00	3.49	0	0.00	2.86	0	0.00	50.00
1,007 ～ 1,099	15	3.28	6.77	15	3.30	6.17	0	0.00	50.00
1,100 ～ 1,199	24	5.24	12.01	23	5.07	11.23	2	50.00	100.00
1,200 ～ 1,299	50	10.92	22.93	50	11.01	22.25	0	0.00	100.00
1,300 ～ 1,399	52	11.35	34.28	52	11.45	33.70	0	0.00	100.00
1,400 ～ 1,499	52	11.35	45.63	52	11.45	45.15	0	0.00	100.00
1,500 ～	249	54.37	100.00	249	54.85	100.00	0	0.00	100.00
計	458	100.00		454	100.00		4	100.00	
月平均賃金額	273,669			275,111			109,760		
時間当たり平均額	1,692			1,698			1,021		
第1・20分位数	1,054			1,064			950		
第1・10分位数	1,166			1,184			950		
第1・4分位数	1,316			1,318			950		
中位数	1,534			1,549			950		



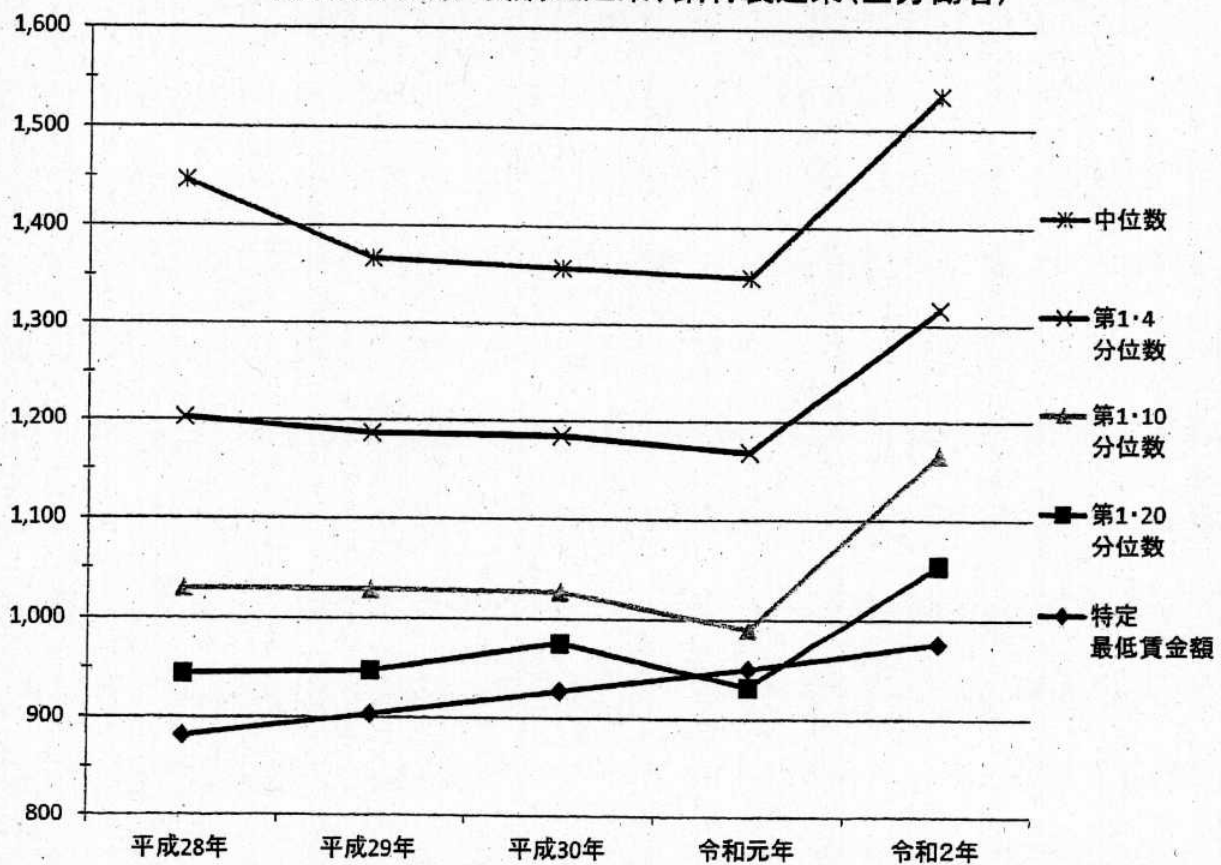
令和2年 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人			10～29人			30～99人		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 840	0			0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
841 ～ 974	0			7	5.15	5.15	2	0.62	0.62
975 ～ 975	0			4	2.94	8.09	0	0.00	0.62
976 ～ 976	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
977 ～ 977	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
978 ～ 978	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
979 ～ 979	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
980 ～ 980	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
981 ～ 981	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
982 ～ 982	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
983 ～ 983	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
984 ～ 984	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
985 ～ 985	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
986 ～ 986	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
987 ～ 987	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
988 ～ 988	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
989 ～ 989	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
990 ～ 990	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
991 ～ 991	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
992 ～ 992	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
993 ～ 993	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
994 ～ 994	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
995 ～ 995	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
996 ～ 996	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
997 ～ 997	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
998 ～ 998	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
999 ～ 999	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
1,000 ～ 1,000	0			0	0.00	8.09	0	0.00	0.62
1,001 ～ 1,001	0			0	0.00	8.09	2	0.62	1.24
1,002 ～ 1,002	0			0	0.00	8.09	0	0.00	1.24
1,003 ～ 1,003	0			0	0.00	8.09	0	0.00	1.24
1,004 ～ 1,004	0			0	0.00	8.09	0	0.00	1.24
1,005 ～ 1,005	0			0	0.00	8.09	0	0.00	1.24
1,006 ～ 1,006	0			0	0.00	8.09	0	0.00	1.24
1,007 ～ 1,099	0			5	3.68	11.76	11	3.42	4.66
1,100 ～ 1,199	0			7	5.15	16.91	17	5.28	9.94
1,200 ～ 1,299	0			16	11.76	28.68	34	10.56	20.50
1,300 ～ 1,399	0			13	9.56	38.24	39	12.11	32.61
1,400 ～ 1,499	0			24	17.65	55.88	28	8.70	41.30
1,500 ～	0			60	44.12	100.00	189	58.70	100.00
計	0			136	100.00		322	100.00	
月平均賃金額	0			258,958			279,862		
時間当たり平均額	0			1,590			1,735		
第1・20分位数	0			975			1,106		
第1・10分位数	0			1,054			1,196		
第1・4分位数	0			1,275			1,349		
中位数	0			1,472			1,568		

### 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特 定 最低賃金額	第1・20 分位数	第1・10 分位数	第1・4 分位数	中位数	未満率	影響率
平成28年	881	944	1030	1,202	1,446	0.9%	2.19%
平成29年	903	947	1,029	1,186	1,367	2.5%	4.07%
平成30年	927	975	1,027	1,184	1,358	2.8%	3.47%
令和元年	950	932	990	1,168	1,349	5.6%	8.52%
令和2年	975	1,054	1,166	1,316	1,534	2.0%	—
前年比 増 減	25	122	176	148	185		

### 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業(全労働者)





最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額	975円			
未満率	1.97%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	976	3.0	14
2	2	0.21	977	3.0	14
3	3	0.31	978	3.0	14
4	4	0.41	979	3.0	14
5	5	0.51	980	3.0	14
6	6	0.62	981	3.0	14
7	7	0.72	982	3.0	14
8	8	0.82	983	3.0	14
9	9	0.92	984	3.0	14
10	10	1.03	985	3.0	14
11	11	1.13	986	3.0	14
12	12	1.23	987	3.0	14
13	13	1.33	988	3.0	14
14	14	1.44	989	3.0	14
15	15	1.54	990	3.0	14
16	16	1.64	991	3.0	14
17	17	1.74	992	3.0	14
18	18	1.85	993	3.0	14
19	19	1.95	994	3.0	14
20	20	2.05	995	3.0	14
21	21	2.15	996	3.0	14
22	22	2.26	997	3.0	14
23	23	2.36	998	3.0	14
24	24	2.46	999	3.0	14
25	25	2.56	1000	3.0	14
26	26	2.67	1001	3.0	14
27	27	2.77	1002	3.4	16
28	28	2.87	1003	3.4	16
29	29	2.97	1004	3.4	16
30	30	3.08	1005	3.4	16